4　第一項及び前項の「Ｔｉｅｒ2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

⑴　償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

⑵　償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

九　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十　元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ2資本に係る調整項目の額がＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Ｔｉｅｒ2資本の額は、零とする。

（調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

**第八条**　第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）。以下「銀行告示」という。）第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれかいずれか少ない額に普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分等相当Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（当該特定連結子法人等の銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に七パーセントを乗じて得た額

イ　当該特定連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に七パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二　第六条第一項第五号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にＴｉｅｒ1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ　当該連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三　前条第一項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額及び銀行告示第十四条第一項第四号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十九条第一項第四号